

令和3年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和3年12月 7日

閉 会 令和3年12月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月8日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長

中 川 悟 君

議 会 事 務 局 次 長

坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番

小 鹿 重 一 君

2 番

川 崎 憲 二 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 5番 森 弘美 議員

第4 一般質問 6番 吉田 勉 議員

第5 一般質問 2番 川崎憲二 議員

第6 一般質問 7番 坂本 豊 議員

第7 一般質問 3番 久慈省悟 議員

午前9時39分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は7名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番小鹿重一でございます。

今回は、村長3期目の公約について質問をさせていただきます。

まず、令和3年10月31日執行の蓬田村長選挙におきまして、無投票当選されましたことに対して、お祝いを申し上げます。おめでとうございます。

さて、この過去2年間におきましては、新型コロナウイルス対策が行政の中心となり、政策の遂行に大きな影響を与え、村長自身も不完全燃焼の感を強くしているのではないかと推察いたします。新型コロナウイルス対策としてワクチン接種も進み、3回目のワクチン接種が行われようとしておりますが、新たな変異株オミクロン株が国内でも発生が確認されています。まだまだ終息には程遠いのかなという感じがしております。

このような中でございますけれども、村長は無投票で三選を果たして既に11月の9日から3期目がスタートしております。3期目の主な公約として次に掲げる5項目が示されています。

- 1、快適な生活環境の整備。除雪機械格納庫の整備。
- 2、産業振興と所得の向上。高収益作物の栽培促進。
- 3、暮らしを守り安心を確保。子育て支援の充実。
- 4、魅力ある地域づくりの推進。役場庁舎の建設の推進。
- 5、村民対話を大切に。思いやりの行政推進。

この5項目は送付されてきました選挙用のがきから引用させていただいたものでございますけれども、6として教育文化の振興を追加させていただきます。

これらについて昨日所信表明がありましたけれども、村長の思い描いている具体的な内容について説明をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私の公約ということでご質問をいただきまして、本当ありがとうございます。ございます。

昨日の村議会で所信表明ということで、その公約の内容についても説明させていただきました。ただ、都合によりというか手違いによりまして、所信表明というのは11月の30日に行おうということにしておったんですが、その場でできませんでしたので昨日の所信表明ということになりました。申し訳なかったと思っております。昨日の繰り返しになるということから、簡潔に答弁させていただくようお願いしたいと思います。

最初のその公約の重点項目の箇所についてということで少し申し上げます。選挙はがき等では5項目というふうに載せてございますけれども、当初から6項目を掲げておりまして、ただ、あまり多いと分かりにくいというので評点化して5項目を選挙はがき等に挙げさせていただいたという経緯があります。こういうことでございますので、6項目についてちょっと昨日の繰り返しになりますが簡略に説明させていただきます。

まず、1つ目の快適な生活環境の整備ということですが、やはり人口減少の背景には本村の生活環境、経済面というところで都市部と格差があるということから、都市部に若い人方が転出するということが発生していると思うわけでありまして。人口減少を食い止めるためには、やっぱり少しでも住みやすい生活環境の整備に努力する必要があると、こう考えております。このために道路整備、交通公共大系の見直し、定住促進住宅の建設などを促進していこうということでございます。

2番目は、産業振興と所得の向上ということでございます。今年、米価の低迷によって農業所得が減少するということになります。営農意欲を継続するためということでございますけれども、一時的ではありますが村独自でも支援していくということでございます。農業収入の安定のためには農業収入保険の加入を促進することが大切ということで、今年度から助成もしておりますけれども、これをずっと継続しながら続けていかなければいけないだろうと、こう思います。それと同時に、高収益作物の作付転換等を推進していくということになります。

次に、漁業生産につきましても所得安定化のためには漁業収入安定化共済の加入を継続していくということになります。また、栽培漁業、なまこなどの栽培漁業を推進することにしております。

3番目は、暮らしを守り安心を確保ということで、少子化が進んでおりまして、これ

を食い止めるためには子ども・子育て事業を充実していかなければいけない、こう思っています。さらに、超高齢化社会に対応するためには地域共生社会の実現を目標といたします。

4番目は、魅力ある地域づくりということでございますが、役場庁舎の建設事業を進めておりますが、役場庁舎は地域づくりの拠点となるものとして建設を進めたいと思っております。現在の村民及び将来の村民に引き継ぐべき貴重な財産でございますので、村民の英知を結集して推進してまいります。また、魅力ある地域づくりということでございますけれども、観光事業の振興というのは欠かせない、このように思い、施設整備これまでも少しずつであります施設整備を行ってきましたけれども、これを継続して行うとともに新たな観光資源の掘り起こしということも進めてまいります。このための人材育成、人材活用も努めてまいります。

教育文化の振興、教育についてですが、義務教育の場におけるデジタル化を推進するとともに、村民の学習意欲を支えるための生涯学習を推進したいと思っております。また、村内にある文化遺産を整備・保存し、より多くの人に地域の歴史文化に触れていただく機会を増やしてまいります。

最後になりますが、村民対話を大切にしたいということでございます。行政の目的は村民の安心・安全確保と幸せ実現でございます。行政運営に携わる村職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが求められ、公平・公正な行政運営と透明性を求められます。絶えず村民の声を聞き、思いやりを持って対話をしながら適切に対応してまいります。また、村民の皆様が主体的に村づくりに参画できるように協働を支援してまいります。

以上のとおり、ご答弁いたします。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） どうもありがとうございました。

産業振興の関係でありますけれども、稲作については2021年産米は米価が大きく下落し、経営に大きな影響を与えています。ただいま説明もありましたけれども、ナラシ対策、収入保険、村の経営支援によりまして100%ではありませんけれども収入減少の補填がなされ、営農の継続はなされると思っておりますけれども、村内の稲作の今後について心配していることがあります。村内にはJAのライスセンターと村のライスセンターがあり、この2施設がもみ受入の核となっております。特に、JAのライスセンターは昭和

60年、61年度の新農業構造改善事業で建設されたものでありまして、老朽化が進み全面補改修あるいは新築が避けられない状態にあります。ライスセンターがなければ稲作経営の困難な農家がほとんどだと思いますので、JAだ、行政だけではなく、行政主導で話し合いを進め、早期に進めていただきたい。待ったなしの状況であると思います。

それから、漁業の関係であります。ホタテ養殖におけるホタテの価格でございますけれども、近年は比較的安定した価格で取引されていますけれども、地球温暖化の影響により海水温が上昇し、これまでの養殖場所、養殖方法ではいずれ大きな問題が生ずると言われております。また、労働力確保の問題もあります。漁業者も作業員も高齢化が進んでいるのが現状です。漁協と行政が一体となり、ホタテ養殖産業の維持継続をしていただきたい。このことについて村長のご見解、答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 非常に大きな問題でございます。これであれば最初から調査しながら進めるようにテーマとして挙げていただきたかったなというふうに思います。

最初の問題であります。JAのライスセンターが老朽化していることについてでございますけれども、この問題については今年6月の中旬ぐらいだったと思いますが、JAのほうから協議したいということで話がございました。JAが建てるか、村が建てるかということについて、内容についてお話をしたところでありますけれども、JAのほうは自己資本比率が下がるということから独自ではできないということの結論だった、このように思っています。村としてはいろんなその財源対策もございますし、また農業者との話し合いも必要でありますし、そういった手続を踏むことが必要だということで、村としてはもしJAが建てられないのであれば村が建てなきゃいけないだろうというそういう内容の話をしたように記憶しております。ちょっと議事録を見ないと私も確定できませんけれども、ただ、やっぱりそういう点では農業者の皆さん、あるいは農業委員会なり、あるいは地域の振興組合長なり、振興組合なり、そういったものの中で政策を決定していただくということが必要ではないかと思っております。というのは、利用者の立場に立ったそういう施設というのが一番大事なことでありまして、農協がやらないからすぐ役場でやりますと、こういう話ではない。私はこう思っていますので、そういう進め方をさせていただきたい。できれば、今年度はちょっと無理なので、来年度からそういう組織をつくりながら、検討しながらいきたい。ただ、それでも農協のほうのライスセンターがもつのかもたないのかということまでは、ちょっと農協のほうでないと分か

らないので、その辺も協議の対象にしたいと、このように思っています。

それから、2番目のホタテの価格についてでございます。失礼、ホタテの養殖事業を継続できるようにということでございます。確かに最近では温暖化の影響で、例えば赤潮が発生して駄目になったとか、そういったことがなかったように記憶しています。そういうことが発生した場合のために、漁業収入安定化共済というのに加入していただいておりますけれども、ただやっぱり労働力の確保となるとこれは別な組織の問題を考えないといけないだろうと、こう思います。漁協自体が漁業従事者の確保をどうするのかという問題と、それから村全体でこれを支えるためにどうするかという問題であります。全国の例を見ますと事業組合方式、法律でそういうのが出てきてはいますが、そういうものを利用してやるかどうかというのは、これは行政単独でできるものでございませぬので、もう少しこれを各事業者と話し合いを進めて、やれるかどうか検証してみたい、こう思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） いずれライスセンターのことについては、単独でまた一般質問もさせていただくことあると思いますので、とにもかくにも本村は一次産業の村でございますので、農業、漁業の対応策については特段のご配慮をよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、村民の対話を大切にということでございますけれども、かつては助け合い、協力、手伝い、絆、話し合いといったことが当たり前のように各地域にはありました。これは小さい地域、あるいは小さい村、地方だからこそその慣習、文化、伝統でもあったと考えられます。残念ながらこれがなくなりつつあると感じているわけです。これに拍車をかけるようにコロナの影響により、ここ2年は村民祭、敬老会、観閲式、社会福祉大会、芸能発表会、玉松海まつりなどの主要行事、イベントが軒並みに中止となり、さらには冠婚葬祭の在り方が様変わりしてしまいました。村民の接する機会が失われているわけでありまして。このことは社会構造の変化、コロナの影響だけでは片づけられないと考えております。このままでは村の活力がなくなってしまうのではないかなと心配しているわけです。住みたい、住んでよかった村にするためにも昔のよさを取り戻す施策をぜひお願いしたいと考えているわけですが、村長の答弁お願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も公約の中で若干は触れてございますけれども、魅力ある地域づくりというところで、観光施設を整備するとともにイベント等も掘り起こしということとでございます、これは既存のイベントも復活したい。ただ、イベントを主催する側の問題もございますし、コロナの影響ということもありますので、単純に私がやりたいと言ってもこれはできるものではございませんけれども、様々な若い人方を取り込むイベント、こういったものも実施したいと、このようには思っております。ともかく人と人の触れ合いというのがないと、やっぱりまず人を知ることから、お互いを知り合うということが大事なわけでございますので、若い人、それから高齢者の方々の交流等が様々そういったものを重点的に行って、できれば昔のようなにぎわいのある村づくりを進めたいというのが私の夢であります。

以上であります。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、村長から前向きな答弁いただきましたけれども、観光行政も含めまして何とか活性化を取り戻して、明るい元気な村づくりに邁進していただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎です。

これより私の一般質問を始めます。今回は、大きく分けて2つの質問をいたします。それでは、通告書の順に進めてまいりたいと思います。

では、最初に、1の①の質問に行きます。広瀬地区とその隣、瀬辺地地区にまたがっている農村公園（三十三観音）の管理と緊急災害避難場所としての在り方について。

①として、農村公園の管理は村なのか、それとも当該の自治会なのか。また、その管理は三十三観音全体なのか説明してください。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 農村公園は地域の憩いの場及び地域住民の健康増進と交流促進のために造られました。実状管理については、自治会をお願いしております。あとは

三十三観音全体なのかということで、私どもは全体だと思っております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁によりますと、その三十三観音を含め、その農村公園全体が村の管理であるという、そしてその管理は、その自治会にお願いをしているという答弁でありました。その農村公園の下のほうに池があるわけです。その池の脇に東屋を建設していただいて、大変見てもそこで休憩したくなるようないい場所なんです。その池そのものが数年前に泥上げをしていただいたという記憶がございます。それで、確かに水のたまりもよくなっているのですが、池そのものの縁が低いのか、その辺の状態は分かりませんが、池の周り全体が湿地帯になって長靴をはいてもその東屋にたどり着けないぐらいになっております。せっかくあの予算をもって東屋を建設して、その村民の憩いの場所という形で農村公園というのであれば、そこもなるべく早い段階で対処して、そういう憩いの場所として活用できるような運営をしていかなければならないと思っておりますが、その辺のお考えはどう思いますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 来年度、そういう湿地で東屋に行けないということでありますので調査していきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 来年、調査して考えていただけるということで、大変うれしく思います。

それでは、1の2の質問ということで、その公園全体の草刈りなどどのようにして行われているのか。先ほどの答弁では、各自治会にお願いしているという答弁でありましたので、しかしながらそのお願いされている両自治会の草刈りとかの費用に関しては、一切の補助がなされていない。ましてその三十三観音全体が農村公園だという考えを示されたわけですから、その三十三観音を建設した方々はもう他界されていまして、その親族の方が何名かが今いるという状態です。その中で、その三十三観音を造られた家族の方は、その草刈りとかそういうものになかなか一人、二人ではできないということで、自治会がボランティアを募って草刈りをしている状況でございます。今までの例によると大体、1回の草刈りに20人ほどの人夫さんが出て協力してくれているという。それをいかにボランティアといっても飲み物1つ出さない状況でやるわけにもいかない、それなりの経費がかかる。草刈りをすると、その草刈り機の油代ぐらいは出してあげたい。

自治会でもその切迫した予算の中から、自治会の会費の中から工面している状態ですので、ぜひその草刈りに対しての管理を自治会にお願いするのであれば、多少の経費を見ていただきたいと思いますが、その辺はどうお考えになりますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 農村公園であります。中沢地区農村公園、また、長科地区農村公園、瀬辺地広瀬農村公園、高根農村公園という4つの農村公園が条例上で設置されております。このほかの農村公園の兼ね合いもありますので、その辺はいろいろ話し合いをしながら進めていきたいと思っています。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの答弁よく分かりましたが、広瀬の農村公園は小高い山にありまして、その斜面というのが、目測ですけれども、25度から30度近いほどの斜面なわけです。そこ一帯にアジサイが植えられていまして、そこにいろんな草木が生い茂って景観を失っているという。我々素人でその斜面を草刈り機で何度かきれいにしようかと思って試みたのですが、なかなかその斜面地だということで難しい、危険だと。草刈り機を持ってそんな斜面に行くのは危険だということで、なかなか処理できなくなっています。そういった場合に、その多少の補助金があれば業者に委託したりとか、そういうこともできますので、その辺もぜひ考慮して前向きな検討を結果を出していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） その面も含めて検討していきたいと思っています。（「よろしくをお願いします」の声あり）

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 次に、③の質問に移ります。

農村公園、今、ただいま言いました農村公園頂上までは約28メートルほどあり、数年前より広瀬地区から避難道拡幅工事を進めているが、様々な要因が重なり思うように進行していない状況である。そんな中、去る11月14日に地震、津波避難訓練が村内全域で行われ、様々な改善点があったように思います。農村公園頂上まで三十三観音入り口、要するに国道28号線からすぐ上れる観音様に行く口があるわけです。そこもやはり先ほど言ったように急斜面に階段を造り上っているわけですが、そこを避難道として上った場合、この間の訓練で上りました、実際に。そうすると高齢者の方には非常に大変な避

難道になるということです。業者を入れて造った階段ではありませんので、非常に不安定な階段。できればそこに手すり等のものがあれば安全に高齢者の方も、また住民の方も頂上まで避難できるということになりますので、ぜひそこに手すりを設置していただけないかということです。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 国道280号から階段遊歩道を通って、瀬辺地広瀬地区農村公園へ行くには、私有地と広瀬自治会が管理している土地を通ります。今後、自治会と手すりの設置について協議をしていきたいと思えます。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ぜひその手すりを設置していただきたい。その内容をもう少し詳しく説明いたしますが、ただいま進行中の避難道拡幅工事を行っている道を、例えば安全に避難するとなると徒歩で15分以上かかるわけです。そうなりますと、緊急時津波の被害で15分もかかっていたら、当然津波に飲まれるというような危険性が生まれる。それから、やはり避難道をいうのであれば、車が通れるほど拡幅して避難してくださいということになりますと、ここの農村公園では頂上に車を止める場所がほとんどありません。そこに車、その拡幅した道路で車で乗り入れると、より一層の混乱を招く。避難道と言うのであれば、車はあまり考えに置かず、徒歩で上れるような避難道を建設すべきだと私は考えますので、ぜひその階段を通して上れば5分以内に頂上まで行けます。28メートルまで着けますので、その建設を強くお願いいたします。

次に、通告書の2に移ります。

2の①として、インフルエンザワクチン不足に対する対処とコロナワクチン3回目の接種予定についてお伺いします。

まず、2の①として、既にインフルエンザワクチン接種が始まっているが、10月の早い段階でワクチン不足により近隣町村も含め蓬田村でも接種を受けられない状況にある。村ではその状況を把握しているのか。把握しているならその要因を聞かせていただきたい。

また、去年は希望する全ての村民にワクチン接種を無料にし、劇的に感染を防げたと考えます。そこで9月議会で私が、今年度もワクチン無償化を求めた際には、答弁として65歳未満の助成は今後の動向を見ながら考えたいとの答弁であったと記憶している。非常に私的には残念でありましたが、そこには至らなかったわけです。やはり、今年は

無理だとしても来年度はワクチン無償化を考えるべきではないか。担当課長の答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 新型コロナワクチン製造の影響により、インフルエンザワクチンの供給に遅れが生じることは国からの通知、報道等により承知しています。また、現在、蓬田診療所において在庫がないことにより接種が進んでいないと聞いています。今後についてですが、国及び県から12月中旬にかけて製造企業から順次出荷される見込みとのことです。各医療機関によりワクチン在庫状況は日々変化している状況にあり、接種を希望される方は直接問合せしていただき進めていただきたいというふうに思います。また、柿崎議員から今年度についても全住民を対象に無料にする事業を展開していただきたいということに対し、今後も動向を注視しながらということ私のほうから回答した件についてですけれども、先年度の実績といたしますか、状況としては、コロナ感染症の拡大が進んだ中で最初の季節性インフルエンザ感染症の流行時期と重なったという状況がございました。そういう状況の経験した中で、感染症対策が十分に行われたということでインフルエンザの感染症の患者も非常に少なく推移されたということがあります。それで今年はどういうふうになったかということを実際、現在の状況を申し上げますと、国内、県内においては11月中旬の状況ではまだ患者についてはゼロということになります。こういうふうな状況を見ますと、緊急的にインフルエンザのワクチンの無料の事業に着手する状況ではないというふうに感じているところです。ただし、まだ今後についてですが、それらの状況と住民からの声、財源的な問題、加味した中で判断していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 答弁ありがとうございます。私も蓬田村の住人の1人ですので、今この場を借りて大きい声を上げて要望いたします。

次に、もし感染した場合、コロナ感染者と同じような初期症状が伴うため、当然インフルエンザなのか、コロナなのか判断しにくく、診察先の病院でも混乱を招き診療が難しい状況になります。まして今、世界45か国以上で大流行の兆しを見せているコロナオミクロン株の症状はインフルエンザと瓜二つの症状で非常に似ていることが特徴であると。そうした混乱を回避するためにも、インフルエンザワクチンの予防接種無償化の必

要性が高いのではないかと思います。昨日から第4回定例議会が始まり、その中で村長の所信表明がなされたわけですが、村長の公約の中に暮らしを守り安心を確保と訴えており、村では少子化が進んでおり村を維持していくためにも生まれるまえの母子保健から成人するまでの切れ目ない支援が必要であると訴えております。この暮らしを守り安心を確保のところにワクチン接種への助成が当てはまるのではないかと思います。インフルエンザワクチン無償化について、ぜひ村長のお考えをお聞きしたいです。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今、柿崎議員がご質問なされたのが全くそのとおりであります。ただ、私どもの行政の立場とすれば全くその無駄とは言えないんですが、何でもかんでもあればいいんだという考え方で行政を進めているわけではありません。ですので、各市町村っていうんですか、のその動きを見ながら、あるいはその感染状況を見ながらということで今年やるか、やらないか。多分、厚生労働省からの指導も入っておりますので、その辺を見ながらやるかどうかを決定しているというのが現状であります。ただ、安心のためにそれじゃあ膨大な経費かけてもやりましょうかというところは、やっぱりその私自身の判断でありますとともに、やっぱり担当者のそういう情報を収集しての判断になるかと思いますので、この場でやりますとそこまでは言えませんのでよろしくお話ししたいと思っております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 答弁ありがとうございます。その近隣町村との兼ね合いというのも非常に大事だと思います。ですが、近隣町村の兼ね合いだけを考えるのではなく、そこを考えるのであれば、蓬田が先導してそういう助成を行って、蓬田に見習おうというようなお考えを持っていただきたいと思っております。

次に、2の②に移ります。コロナワクチン3回目の接種の予定はどのように考えているのか伺います。

蓬田村では、ワクチン2回目接種をスムーズに運び92.01%の方が接種を終えています。第5波の非常事態宣言を何とか回避し、今、新変異株オミクロンが世界各国で猛威を振るい拡大し続け、第6波の感染拡大が懸念されています。その6波を回避するためにも国内では3回目のワクチン接種が行われ、青森県では10市の接種スケジュールとして12月1日より開始し、その中で6の市が2022年の7月までに接種を完了する見込みで

すと。残り青森市を含む4市が来年度の9月末には完了予定となっているという新聞記事を読みました。まず医療従事者から始め、順次取り進め、厚生労働省では3回目の接種を2022年9月30日までと定めています。そこで伺います。蓬田村では3回目のワクチン確保と接種をどのように考えているのか、その計画をお聞かせください。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 新型コロナワクチンの追加接種3回目についてですが、今年の4月に2回目の接種をされた方々から接種期間の8か月を経過したことにより、12月から順次3回目の接種対象者となります。その方々を皮切りに、11月下旬から接種券等必要書類の発送を開始しているところです。接種体制についても蓬田診療所において、12月から構築しているところです。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） このコロナワクチン接種に関連したことで1つ通告書には上げていませんでしたけれどもお聞きしたいのですが、今、携帯電話スマートフォンがかなりの割合で普及しています。その中のアプリで接種履歴が残るようなアプリ、要するにソフトも出ておまして、そこにマイナンバーカードとかを写真を撮って登録すると、2週間ぐらい後に確認をした上で接種記録を確認できるようなソフトもございます。そういうのが国のほうでは率先してこれからやっていくとか、そういう計画はあるのか、ないのか、その辺分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 今、言われた接種証明書に代わるものですが、昨日、村のほうにそういうアプリを使ってマイナンバーと結びつけた形で本人が取得できるものについての村として承諾できるかというアンケートと申しますか調査がありました。ということは、国でもそちらのほうを進めるという方向性ではあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。

以上をもちまして、4番私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木村 修君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 5番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第3、5番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○5番（森 弘美君） おはようございます。今日は2点について質問させていただきます。

まず、1点目。農業用機械等購入支援事業について質問いたします。

次年度で3年目となる農業用機械等購入支援事業でございますが、生産者からはこのような事業が今までがないので大変助かるという声を多く聞いています。しかし、申込みが5月末までで、機械等導入が6月以降ということで、4月、5月に購入した機械等は対象外で支援事業を利用できないという嘆きも聞こえています。トラクター作業機械は4月、5月に使用することが多いことから、4月以降に購入した生産者も支援事業の対象にならないかどうか伺います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 機械の購入が計画的にできるのであれば、前年から申込みしていただければよろしいのですが、故障等により突発的に購入する方もいらっしゃると思います。令和4年度では、一次募集期間を短くし、4月下旬以降に購入した方も対象にすることが可能か現在検討しているところです。募集から交付決定までどうしてもある程度の期間は必要ですので、4月下旬が限度かと考えています。

以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 今の課長の答弁ですと、前年度から予定として申込みというか考えていけばいいんだというあれもありましたけれども、急遽、機械ですのでいつ壊れるか分かりません。4月下旬からでも本当に作業が忙しくなるというのは4月下旬から5月中旬ぐらいまでですかね。一般の農家と言ったら変ですけれども、その中でもふるいにかけられるかと思うんですけれども、ぜひとも急遽壊れた場合のためにも、農家のため4月下旬からのその計画を何としてもお願いしたいと思います。

2つ目に行きます。

タマネギの施設についてでございますけれども、村でも普及を目指していますタマネギでございますが、まだまだ普及に至っていません。原因としては、栽培の技術不足も

ありますが、施設不足が一番の原因だと思われます。今現在、1棟のハウスで乾燥していますが足りないため、収穫が乾燥終了後までにできない状況であります。乾燥タマネギを保管できる場所もなく、すぐに調整・選別作業をしなければいけなく、作業に追われる複合経営では難しいと聞いています。このままでは普及どころか衰退しかねないと思いますが、調整・選別は牧場で行っていますが、生産者からは1か所で全ての工程ができないかという声が多くあります。施設不足の軽減のためにもハウスを建設することはできないか伺います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） タマネギの作付は、平成28年の1町歩から始まり、現在は約5町歩の作付面積となっております。一年一年問題点を解決しながら進んできましたが、当初の計画どおりの収益はまだ上がっておりません。議員のおっしゃるとおり、乾燥設備の不足は切実で乾燥不足による腐敗が生じ、かなりの廃棄が出ています。今後、タマネギ生産組合と設備内容や規模、支援の仕方など協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 課長ありがとうございます。前向きなお考え。今の乾燥施設の隣にでも選別とかいろいろな施設1棟あれば間に合うかと思うんですけども、複合経営ですので忙しいときは、勝手な私の解釈かと思うんですけども、農協のトマトの選別に行かれる方もある程度人数、パートとして採用というか雇用がなされるかと思えます。蓬田地区の第1圃場整備もこれから高収益作物が必須条件とあります。そのためにも衰退するんじゃなく、まだまだ、やりたい、大きく拡大できるように施設の建設をぜひ私からお願いして、私の質問は終わります。

○議長（木村 修君） 以上で、5番森 弘美君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 6番 吉田 勉

○議長（木村 修君） 日程第4、6番吉田 勉君の質問を許します。吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 6番吉田 勉です。今日は、2つのことについて質問します。

まず、インフルエンザワクチンの供給状況について伺います。

先ほど、柿崎議員からも質問ありましたけれども、今季は全国的にインフルエンザワクチンの供給が遅れています。10月の出荷量は平年の6割から7割と報じられています。

インフルエンザワクチンは12月中旬までに接種できればよいとされていますけれども、先ほどの答弁で12月中旬頃には入ってくるとの答えがありました。それでは、12月中には希望者に一応接種が終わることができるのか見通しをお尋ねします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 12月中に接種が完了するのかどうかという問いに対してですけれども、現在、私どもでつかんでいる状況としては、12月中旬になればその製造製薬会社、企業のほうから順次流れてくるという情報だけですので、それが接種希望者に対してどの時点で終われるのかという部分については不透明な状態です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 一応、入ってくる供給量がつかめないので分からないという答えでよろしいですか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） はい、そのとおりでございます。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） インフルエンザについてですけれども、去年は全国的にかかった人が少なかった。そして今年、昨年よりさらに罹患者が少ない状況です。これは大変よいことではあると思いますけれども、2年連続で少なくなると免疫の低下が指摘されています。この後、大流行が起こる可能性もあります。我が村では、重症化のリスクの高い65歳以上の高齢者の接種は無料化されていますが、同じくリスクの高い5歳未満の乳幼児は対象になっていません。そして、また受験生等も接種が必要ですが、全て親の負担になっています。先ほどの答弁で、各市町村の動向を見ながらということもありましたけれども、とりあえず子育て支援の一環として高校生以下の全ての子供にワクチンの無料化はできないか再度お尋ねします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 将来を見据えた村全体施策とのバランス及び継続的な財政負担への影響と検討を重ね判断していかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 大変抽象的な答弁で理解が難しいんですけれども、とりあえず子育て支援ということで高校生以下、18歳以下の子供たちに接種の無償化を新年度予算の

中でぜひ検討していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 検討いたします。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） それでは、マイナンバーカードの普及についてお尋ねします。

現在、マイナポイントが2万円分付加されるということで全国的にマイナンバーカードの申請が増えています。役場でも個々に受け付けているようではございますけれども、そもそも役場で申請できるということも忘れている人も多いかと思っております。改めて広報などで周知する必要があると思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

現在、ホームページや広報でPRを実施していますが、運用開始がされればさらに交付申請が増えると思われまます。村としては、総務課及び住民課、出納室の前に総務省の広報物品等でPRを現在しているところです。

以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 広報の中で併せて1つお願いしたいんですけれども、15歳未満の子供のマイナポイントは親がクレジットカードを2枚持っていれば、もう1枚のカードのほうにひもづけしてポイントをもらえることになっています。このことを知っている方も少ないと思っておりますので、広報でやる際にはぜひこれも触れてほしいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） それについては議員がおっしゃるとおりで、広報やホームページのほうにぜひ載せていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 次の質問ですけれども、マイナポイント全て2万円分もらうためには、クレジットカードや健康保険証、交付金受け取り通帳とひもづけが必要です。まだ保険証と交付金受け取り通帳のほうは日程が決まっていますが、このひもづけ作業のハードルが非常に高く、スマホとかパソコンがなければ無理だとも言われています。この部分は個人情報にも関わりますが、このひもづけ作業を役場のほうで手伝

うことはできないのかお尋ねします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

現在、カード保有者に買い物などで使えるポイント還元として、事業をしているキャッシュレス決済をしている人には最大5,000円分の電子決済ポイントが国から付与されています。しかし、これから事業実施予定の新規カード取得の人や、健康保険証を使うための手続の人とそれから預金口座とひもつきの人に対して要綱がまだ国から示されていない状況です。ひもづけ作業を手伝うことについては、村としては国から示された内容に準じて対応していきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 既に持っている人はともかく、これから申請しようという人については、申請が今混んでいるので2か月とか先になるような話です。ということは、その段階で受け取りは役場に来なければいけないと思うので、その段階で5,000ポイントのほうのひもづけ作業だけは手伝っているのでしょうか。また、今後、国から指針が示されて健康保険証、交付金受け取り通帳に特別加入しなくてもいいとなった場合、我が役場ではお手伝いできるのかお尋ねします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

現在、役場としてはそれに手伝うということではなくて、郵便局のほうでも対応していますので、郵便局のほうでそのポイントの還元をされている方が多いと思います。これからもし、ひもづけの部分とかで示されて、村で手伝いできるのかということに対しては、今後、他市町村のことを踏まえて住民からの要望に寄り添った形で進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） ぜひ他市町村の動向というよりは、住民からの要望という部分を大切にやってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（木村 修君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

○議長（木村 修君） 日程第5、2番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 2番川崎です。

私のほうからは2点ということですが、1点目のインフルエンザの予防ワクチンということで、先ほど来、柿崎議員また吉田議員からもいろいろ質問があったと思われまます。他市町村でもこのインフルエンザワクチンについては、無料で実施している町村もあります。また、一部助成なりしている市町村もあります。私には子育て世代という人からも、やはり無料に行ってほしいという声も上がっておりますので、ぜひとも次年度の計画には盛り込み、またそれ以降もやっぱり無償化できるように検討じゃなくて、実施してもらいたいということを強く願って1番の質問についてはちょっと省略したいと思います。

2番についてです。

定住促進住宅と空き家対策ということで、村内には村営住宅2か所ありまして、2か所とも低所得者向けの住宅ということでもあります。該当にならない人は定住できないわけですが、人口ビジョンにもあり、定住促進住宅の建設事業、また、村長の公約にもあり、昨日の所信表明でも掲げております。それを踏まえて5点について質問をさせていただきます。

まず、1点ですが、今現在ある2か所の低所得者住宅、村営住宅ですが、その低所得者に該当しなくなる世帯はあるのか。それをまず答弁願います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 収入超過者は2世帯おります。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 2世帯あるということですが、その2世帯あるということはその人たちは直ちにまたほかに移ってくださということとはなかなか言えないと思いますが、それはどのような対応をしているのか答弁お願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 収入超過者は公営住宅を明け渡すよう努力する義務がありますので、明け渡すようお願いしております。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） ちなみにその明け渡すのはあれですけども、その方がもしどこも行き場がなくて村で何とかそういう場所を見つけてくれないかということはないので

しょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 現在のところはそういう相談は受けておりません。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 分かりました。そういう人たちをまず救うために、やっぱり定住促進住宅というものは建設が必要だと思われま。

③の質問なんですけれども、これは空き家対策です。今年度、各自治会に空き家の調査を依頼したようですが、その空き家の状況、また、その空き家バンク創設ということも計画にもあるようですので、今後のスケジュール等はどのようにになっているのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 令和3年度は村内の空き家について業務委託で調査を行っております。年度内に空き家等対策計画、令和4年度から令和8年度の5年間の部分ですけれども見直しをする予定でおります。その調査の中で、所有者に空き家バンクについてということでアンケートを実施してございまして、そのアンケートの中に空き家バンクに登録したいと回答のあった方については、令和4年度以降で条件それからリフォーム等などについての確認をするということを予定してございます。その結果、要望する件数が多いようであれば、空き家バンクの創設を検討したいというふうに今のところは考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 今の答弁ですと、4年から8年までの間に調査して、要望があれば空き家バンクの創設ということになっておりますが、そうしている、促進住宅建設等ももしできないのであれば、そういう空き家のところをあっせんするなりしていかないといけないのかなど。また、その空き家についても更地になっている世帯もいますけれども、お金がなくてできないという人もいます。やはりそういうところを、その対象者が村内にいないという人もいますかと思ひます。そういうのも相談しながら、相談を受けてもらいながら、村で買い取るとかそういうのができるのは難しいかと思ひますけれども、今後やっぱり人口が減っていく中でそういう空き家等はやっぱり有効に利用しないとけないと思ひますので、要望があつて、空き家バンクの創設じゃなくて、創

設してそのこう逆にしてからそういうのをやっていったほうがいいと思うんですが、それについてどう思うか答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） おっしゃること分かるんですが、空き家バンクをつくるとなると、それなりの不動産経験があるプロが入らないといけないということもありまして、行政が個人間の売買から賃借等に介入するというのも今後の部分で考えますと、あまりそういうのは好ましくないということで空き家バンクをつくれということになっているわけですが、空き家バンクをつくってもその空き家のバンクに登録できるような物件がなければ実際は絵に描いた餅なわけですし、結果的にはその調査をして、住宅調査をしてその空き家バンクに登録できるような物件であれば、それはつくって活用するのがベストだと考えておりますので、一応調査は先に進めるということで考えてございます。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 今後とも恐らく空き家等は増えると思われまますので、その辺を踏まえてやはり調査なり、早急にそういう対策をしてほしいなと思います。

4番についてまた逆戻りで人口ビジョン、村長の公約にもあった定住促進住宅の建設事業なんですけれども、私の思っている限りでは2期目でも公約にあったと思われまます。ただ、計画すらなっていないという状況だと思います。そういう中で、今回3期目にも載せているということですが、これ本当に進めるあれはあるのか。いつ頃からできるような感じなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件については、私の公約に関する部分でありますので、私から答弁をさせていただきます。

確かに、蓬田村人口ビジョン、それから第2期蓬田村総合戦略、これはひと・まち・しごとですかの総合戦略ということで、若者向けの住宅建設に取り組むということになってございます。私の公約の中では、やはり若い人方が例えば村におれないで出て行くというのは何としても阻止したい。逆にこちらに来ていただくようなやっぱり受け入れ態勢は整えるべきだろうというのが私の思いであります。先日、国土交通省と東青地区の地域懇談会がありまして、その中でも一応この点については苦言を申し上げました。苦言といいますのは、公営住宅を建ててもいいんですが、低所得者以外の人になかなか

入れないということで、この公営住宅法の中で何かこういう特定のものについてはこうだという特例みたいなものがないのかということで一応話をしました。そうしましたら、実は県のほうから、県営住宅には特定何とかという制度があるんだそうであります。でありますけれども、市町村が抱える公営住宅についてはその制度がないようでありますということで、それが適用になるような形で何とか検討したいということ、調査してみたいということで回答はございました。それで私は、これは無理だなと思っていましたので、新郷村がもう既に五、六年前になったと思うんですが、若者向けの住宅を建てて、私詳しく制度は分からないですけれども、たしか30年間そこに住めばただあげるとかなんとかというそういう住宅を造っているというのがありましたので、新郷村の現在の村長にぜひ、今はちょっと難しい、時期的な問題もありますし、視察研修させてほしいということで一応申入れはいたしております。回答は新郷の村長さんがいつでもいらしてくださいということでございますので、できれば議会と行政が一緒になって見に行けたらいいんだけどなというふうに私は思っています。ですので、新年度においてそれを実施したいと、ともかくそこから始めたいと、このように思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） やりたい気持ちは本当に分かる、私もそういうのはやってほしいなど。現に、私も相談を受けたことがあります。村、村内に来たいというか、今建っている村営住宅は低所得者向けなので入れない、でもやっぱり、だからこっちに来れないというのも聞いております。ですので、やはり今後人口はますます減っていくということで、蓬田村内はやっぱり市内に通勤するにも通勤圏内で、また、除雪等とかそういうのも私は大分いい環境だと思ひますので、ぜひともそういう促進住宅を、住宅でなくても今みたい、よもっと団地のようなそういうアパートでないですけれどもああいう感じのもいいので、ぜひともそういうのはやってほしいなと思ひます。

5番なんですけれども、その住宅建設に当たりまして、今、役場庁舎令和6年までにということで進めていると思ひますけれども、できるのであればこれも早期にやるということで同時進行にはできないかということもお聞きしたいと思ひます。答弁お願ひいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 新役場庁舎建設事業は建設予定地が決まり、現在、測量業務が行われており、第1回審査委員会が昨日開催されました。若者世帯向け住宅の建設事業については、来年度から財源も含めて調査検討していきます。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） やはり、いろいろ人口ビジョン、または村長の公約にもありますけれども、先ほどの空き家バンクではないですけれども、いろいろ挙げてもやれないということになれば、先ほど総務課長も言ったとおり絵に描いた餅だということになりますので、ぜひともそれを早めにも実現できるよう要望して私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、2番川崎憲二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時から始めます。

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第6 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第6、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今年の生産者米価の概算金が県内では8,000円となり、全国でも9,000円台であります。昨年の1万1,400円よりも県内では3,400円も引き下げられ、想像以上に厳しいものとなりました。誰しもこれほど下がるとは想像がつかず、計画がかなり狂っています。一般質問でこの問題を取り上げるのは、村の一次産業の柱の1つである水田耕作がこのまま衰退していくことは、村の経済を損なうためであります。基盤になる農業がこれほど虐げられるのには理由があります。それは今、日本の政治経済を支配している経済界が農業に対しても攻撃をしているからであります。昔の土光臨調のときから農業への財政支出を減らす目的で、食管制度を解体しました。3Kと言われる米、国鉄、健康保険をやり玉に上げ攻撃をしてきました。日本農業の衰退はこの食管制度廃止で加速をしています。規模の小さな農家でも政府が生産者の採算の取れる米価を保障していると安心して米作りができました。兼業農家がたくさんあったために、村の人口もそれなりに維持が

できました。しかしこの制度を廃止してからは農業に見切りをつけて子供たちに農業を継がせる農家が激減をしてから、村から若者が出て行くことになってしまい、少子高齢化が加速をしています。1980年代は米価も1万8,000円ぐらいのときもありました。これに対して、今年は8,000円という価格です。農業機械も弱小農業器具メーカーの撤退で僅か大手4社が独占をしていて、農機具は高騰しています。高性能化のためにコンバインは当時は2条刈りが1975年当時は64万円が、現在では6条刈りの高性能なものは消費税を加えると1,980万円にもなっています。トラクターも20馬力クラスが200万円ぐらいであったものが、今では34馬力クラスでキャビンつきではありますが500万円にもなります。肥料も来年使用するものが既に高騰しています。原因は輸入価格の値上がりなどによるものです。その経費が高騰しているときに生産者米価だけが下がるという異常な状態では、経営がますます大変です。これでは国民の主食である米の生産が困難になってしまいます。政府は20年ぐらい前から大規模農業を目指すと行って10ヘクタール以上の経営を推進してきました。北海道では20ヘクタール規模です。しかし、後継者のいない高齢化した農家の離農が進み、耕作放棄地が増えています。これをそのままにしておくと、近隣の水田は害虫などや鳥害に襲われるようになります。誰かが作付をしないと水田はすぐに柳が生えてきます。2年もすると1メートルに伸び、3年たつと復元にはのこぎりが必要なほど伸びてきます。10年もするとすっかり林になります。これでは近隣の水田に太陽光線が当たらなくなります。その状態から自然発生的に規模拡大が進んでいます。しかし、水田の規模拡大をしても経費がかかり過ぎて採算が取れなくなれば、水田耕作自体が不可能になり、地域経済と水田が持つダムの役割もなくなり、災害に弱い土地になりかねません。今年の米価下落の原因をコロナ感染症による外食産業が衰退したため、米の消費が減ったと言われていています。しかし、人間は外食ばかりで食事をしているわけではなく、その分は家庭で取るので米の消費だけ減ることは理屈としては成り立ちません。仮に、外国からの観光客が減ったことを想定しても、日本から逆に外国への旅行も同じくらい減っているので差引き同じ条件になるはずですが、政府は昨年の米の在庫があると言っていますが、なければ逆に大変なことです。仮に、今年が不作で米が必要な分収穫できなければどうなるのか想像はつきません。スイスでは国が国民の食糧の2年分を貯蔵しています。日本政府は米が余っていると自ら言っているのに、アメリカなどからいまだに77万トンも輸入をしています。ガット・ウルグアイ・ラウンドで輸入が義務であると言っている国民をだまし続けていますが、そのような義務であるとい

う条文はどこにもないことが既に日本共産党の国会の質疑で明らかになっています。それは日本政府の勝手な解釈に過ぎず、アメリカに日本の車などを輸出するために米を犠牲にしているだけです。77万トンは何と多い数量です。青森県の米の生産量は約25万トンで、日本一の新潟県よりも多い米を毎年輸入しています。

そこで村長にお尋ねしますが、米価下落の原因は何なのか考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたとおりで、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用米を中心に需要が落ち込み、危惧されていた米余りに歯止めがかかっていないことが主な原因だと考えます。特に、まっしぐらの減額率が多かったのは業務用で使われることが多いからだと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 再質問であります。農業は国が支える産業であるべきだと私は考えます。ヨーロッパでは9割を政府が保障していて、農家は準公務員並みであります。アメリカでも穀物農家の5割を政府が保障をしています。アメリカの農産物が決して安いのではなく、政府の補助金で輸出をしています。日本もこのように農業に力を入れることは国を守ることに繋がります。食料の自給率が既に37%を切っていますが、最近では自給率そのものを口にするともなくなっています。一旦、食料が悪化して外国から輸入できなくなれば、それこそ一大事ではないでしょうか。農業に対して村が援助できることは何なのか。後継者が残れる産業にするにはどのようにしていかなければいけないのか。成り行き任せでいいのか。村で特別力を入れたいことは何なのかについて、もう一度お考えをいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

今年度の米価下落は想定以上に大幅で、小規模農家はもとより大規模経営でも大きな打撃を受けました。米価の市場価格は需要と供給のバランスにより、どうしても上下してしまいます。そうした中で需要に応じた米生産が重要であり、非主食用米や高収益作物への作付転換が必要だと考えます。また、長期的には経営規模拡大、農業機械の利用

効率向上によるコストの低減化を図るとともに、蓬田村地域農業再生協議会を通じて経営所得安定対策に取り組み、水稻の減収を高収益作物で補うなど圃場の条件を踏まえて品目の導入を検討し、経営の安定化を図っていく必要があると考えます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 再々質問をいたします。村の財政力で補助や助成をしても限界があります。効果的に限られた予算で効率のよい使い方を考えていかないといけません。大型機械が入らない耕作地は広げるしかありません。国の土地改良事業もよいのですが、規模の大きくないところでは村で重機を入れて行うことも必要です。以前、長野県の栄村ではそのようにして経費を抑えた土地改良を独自に行っていました。村で土地改良がされていない高根、瀬辺地地区では、少ない予算で水田の拡幅工事もできるのではないかと私は考えます。今は耕作者はいなくなり、そばの転作がほとんどです。水田は別に直線で引く必要はありません。アメリカでは広い水田は等高線に沿って作られているそうです。そうすれば無駄なきついのり面の畦畔がなくなります。南北に等高線に沿って重機で畦畔をつけて、水路もコンクリートにこだわらなければ安く仕上げることもできます。現実にできる保証はありませんが、こういう構想なども必要だと思います。農道の草刈りは農家の仕事になっていますが、村が行って農家の労力を軽減することも必要だと思います。農道のほとんどは村道になっていますから、国の交付金の対象になっているはずであります。若い農家がこれから離農する人たちの耕作地を管理できるように、行政で手伝いをしていくことが求められると思います。現在、各地区の水土里保全隊が活躍をしていますが、10年後は高齢化で期待できなくなります。農家の数を減らさない方法が求められていますが、村としてはどのように考えているのか再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 確かに瀬辺地地区、広瀬地区など未整備地区は、かなり効率が悪く今後も若い担い手がいらっしゃいますので、手を挙げてもらい機械による省力化が実現できるよう、圃場整備など必要なことはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に、2番目のコロナ対策の国や県の支援金について質問をいた

します。

昨年の国の持続化給付金や、今年の青森県中小企業等事業継続支援金30万円は、対象になる事業者がその情報をあまり知られていないために申請をしていませんでした。新聞広告にも載っていましたが、ほとんどは見逃していたようです。申請についてもインターネットで県のホームページなどから必要な情報が手に入れることができますが、それができない農家もたくさんいました。これには農協や村が積極的に広報等で対象者にお知らせしてもよいのではないかと考えています。昨年の持続化給付金は、農家も対象になると農水省のホームページにも示しているにもかかわらず、農協幹部などが50%収入が減収していない農家が100万円もらうのはモラルに反しているというコメントを出しました。また、一方で、不正にそれをもたらす目的で詐欺師が、偽の申告書を税務署に出して不正受給をしていて多数の人たちが逮捕されています。それを聞いた農家の多くが申請を恐れて、もらい損ねてしまいました。昨年も質問をいたしました。行政が関わることに消極的でした。中小企業庁が示した数式に照らして申請することは何の不正でもありません。1年の収入が50%減収した業者だけとは言っていなかったはずであります。一月でも前の月と比較をして50%減収している月があれば対象になっているといっただけであります。今年の県の事業継続支援金も7月から10月まででした。30万円が支援されましたが、申請をしていない業者、農家がたくさんあったと私は考えています。村で米価下落のために10アール当たり5,800円の支援が行われて申請がされていると思います。県の支援金30万円は、村の水田耕作者への助成に換算すれば約5.2ヘクタール分に当たり、仮に、3割の減収をしていけば7ヘクタール規模の水田農家が対象になります。この支援金の申請をしなかった農家には大変残念なことであります。村はもっと情報を対象者に知らせるべきではなかったのかと思います。来年も国はコロナ感染症対策として、事業復活支援金を最大で250万円、条件により30万円まで支援するとしています。条件により持続化給付金の半額の50万円まで支給することにしています。農家や漁業者、事業者が対象です。具体的にはまだ未定であります。今年の11月から来年の3月までの収入額が2019年か2020年の同じ月と比較して50%から30%減収している月があれば対象になります。ですから、私は3月を過ぎた4月からでないとう当然申請はできないと勝手に考えていますが、村としても対象になる事業者はこの制度を十分知らせる努力をしてもらえないか質問をいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 国の事業復活支援金は、法人で最大250万円、個人で最大50万円です。地域や業種は問わないとなっているようです。ただ、まだ国会も通っていないと未定な部分が多いようですが、該当する方はぜひ申請していただきたいと思っています。村としても情報提供は最大にしていきたいと考えております。

以上です。

○7番（坂本 豊君） 分かりました。答弁ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（木村 修君） 以上で、7番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第7 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第7、3番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） もうお昼ですから、おはようございますでなく、こんにちはになってしまいましたが、私から通告していた質問を始めさせていただきます。

初めに、新庁舎についてということでお伺いたします。

去る7月29日に土地の所有者並びに耕作者の方々、土地所有者4名、耕作者2名、この方々に本件土地について新庁舎建設地に開発行為が施工する等のことを同意書をもって7月6日までに全員、皆さんから提出していただいたとの説明がなされました。そして、さらに農業委員会、農地利用最適化推進委員並びに各自治会長の皆さんへの本村の新庁舎建設構想の概要を説明されたとのことでした。新庁舎建設は、280号線バイパス沿いということになるため、当時、私のほうから右左折ラインは必要でないかというそのようなこともお願い、お願いというよりもしゃべった記憶がございます。そこで質問、このたび3つ質問しますが、入りたいと思います。

新庁舎の建設地が280号バイパス沿いに決定されました。バイパスの安全走行並びに右左折で走行する村民の方々、そしてさらに用事を済ませ出立の安全のキープをするためにぜひ幅員が必要と考えて質問するわけでございます。担当課長並びに村長の見解をお伺いたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 新庁舎の建設予定地がよもつと団地の海側に決まりました。そうすると、280号バイパスからの車両の通行量が増加することが多分に予想されております。ただし、交通関係の施設等に関しては、青森県の公安委員会が所管してござい

ますので、今後、庁舎建設のスケジュール等に合わせ右折レーン等の要望はしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 総務課長のほうから要望を提出していきたい、このような旨の発言があり安堵しております。そこで、この間の技術提案ということでプロポーザル方式を設けるといふに私たちのほうに報告がございました。その中身は各大学の工学から地域社会に精通した教授、そして青森県土木整備部の建築住宅課長、そして総務課長、副村長の名前があったわけですが、280号線というのは国道でございます。3桁国道ですから、県が国から委託を受けて県が管理しているわけでございます。ということは、私たち本行政から管理の届かない県が管理することになっておりますので、ぜひできればこのプロポーザル方式のメンバーの中に東青県民局、県土木になるんだか、県土整備の方をこのメンバーの中に加えることはできないものかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 申し訳ありません。実は、プロポーザル検討委員会のメンバーを招集をかけて、昨日第1回目の検討委員会もう開いてございます。もう進んでございます。今、県土整備部、道路の維持管理をしている県土整備部からの委員ということでございましたけれども、プロポーザルに関しては建物を建てるためのプロポーザルの検討委員会でございます、それに附帯する土地の規制とかそういう許認可関係、それから例えばその土地の周りの排水、それから上水なりとかという部分はプロポーザルのほうでカバーはできますけれども、附帯しているそこに、例えば用事を足しに来る車の流れまではプロポーザルの部分では所管の部分に入ってございませぬので、そのために例えば委員を入れるということもちょっとうちのほうでは想定してございませぬでした。国道自体にはその今のプロポーザルの、役場の庁舎の建設では手をつける部分ではございませぬので、あの役場はあくまでも役場の場所を移転して、そばに国道があるのでその国道に関して例えば右折ラインなり、レーンなり、横断歩道なり、信号機なりを今後できればつけてほしいということは、あくまでも要望の部分で対応せざるを得ないのかなと思っておりますので、庁舎建設のスケジュールが進み具合を見ながら県のほうには、ぜひそういう対応をしていただきたいということで要望はするということで考えてございます。そういう部分で、委員に関しては実際もう検討委員会始まってしまいまし

たので、これからちょっと追加することはできませんのでご了承いただきたいと思ひます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 総務課長のほうから1回目の委員会が開催されたばかりだと、改めて建物に対してのあくまでも検討委員会であり、バイパス沿いのその土地というのは建物ではございませんので、そこは分かりましたと私も返事いたします。

ただ、最後に、この件に関して最後にしゃべっておきたいのですが、280号線が本行政区域外ということは確かでございますので、完全にあの新庁舎が建設され、道路の状況がある程度確保されて後から追加でどうのこうのというのは非常に難しくなりますので、総務課長が請願とか出していく、要望とか出していきたいというふうに考えているという答弁ですけれども、その要望を確実に誰が見ても入りやすい、出ていきやすい、そういう状況、そして久慈修一村長の目指すそういう、我々もそしてさらに目指しておりますけれども、この村の誇れる庁舎をみんなで造っていきたい、このような考えでありますのでぜひそういう周辺の整備等にも、どうすればその要望がかなうのか、逆にその要望をかなえさせるためにどういうところにどういうふうにして陳情して動かせばいいのかというのを、村長サイドでぜひ検討していただきたいと思ひます。村長申し訳ないですが、答弁この件に関してお願いいたしたいと思ひます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） いわゆる県とか国が所管しているものに対して私どもはそれを要望するしかないわけでありましてけれども、やはり全てのいわゆる青写真ができた時点で、ある意味国、県に対して要望するのはやっぱりルートとしてそれはやらなきゃいけないだろうと思ひます。ただ、やっぱりそれがなかなか実現しないとなれば、やっぱり政治の力も必要になるのかなというふうには思っております。その時点にならないと、今その話をしても少し無理がありますので、その前にとおっしゃるかもしれませんが、やはりまず最初は自分たちの計画、あるいはそういった青写真をきちんとした上でその仕事を進めてさせていただくというふうには思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 村長から手順は手順ということで、そしてさらに中身は濃くしゃべる必要はございませんけれども、政治の力も必要なときもあるだろうと。簡単に言えばこういうことで、私も納得したところでございます。

それでは、2番目の質疑に入ります。

周辺の排水対策に万全を期するため、事前調査が必要と思われませんが、その結果、不良が判明した場合等に関して修繕・改修がもちろん必要だと思います。担当課長の答弁を求めたいと思いますが、その準備はなされているでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 庁舎用建設用地として購入した土地に関しては、様々な法律での基準がありますので、その法令等を遵守をして事前調査で改善・改良が必要となった場合には、もちろん改修等で対応をするというふうなことで考えてございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 当然、新しい建物ができたときにはその周辺の排水関係をきちんと滞りなく、迷惑がかからないように行政側ではしていくという、簡単に言えばそのような解釈でいいのかなと思いましたが、③の質問に移ります。

よもっと団地住民の皆さんが役場、また蓬田駅を利用する際の安全な横断を確保するために、手押し信号が必要と思いますが当局はどのような考えでいますか。お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先ほどもちょっと説明しましたけれども、交通関係の施設等につきましては、青森県の公安委員会が所管をしているということでございますので、その所管の出先であります外ヶ浜警察署を通して、押しボタン信号だと思えますけれども、そういう部分に関しては要望をするという。いずれにしる庁舎を建設する予定地のすぐそばでもありますので、そういう附帯設備の部分としての要望は極力公安委員会のほうにはしていくということで考えてございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 以前、私もここに信号の必要性を当時訴えたわけですが、死亡事故が発生しているということは、ここでいらっしゃる皆さんはご存じだと思います。ですから、そういう悲惨な事故がないよう、二度とそういうふうな事故がないように、やっぱり我々行政の職員並びに施工者そしてまたそれを私たち議会側もみんなでそういうことがないように、今担当課長が答弁されたように請願並びに陳情っていうんですか、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、2番目の除排雪について質問いたします。

雪の降雪はこれから本格的になってきます。村民の皆さんが安全に道路を利用していただくために質問するわけですが、村内の除排雪作業を実施するに当たり、除雪隊の人員確保はきちんとなされているのかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 令和3年度除雪機械オペレーター雇用について8名を公募したところ、8名の方々から申し込みがあり任用しております。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 今、担当課長から8名ということで報告がございましたけれども、私はやはり除雪隊も我々も生身の人間ですから、突然、何を病に侵されるか分からなかったり、また、そのメンバーの方々のご身内の皆さんに突然のご不幸があったりとか、そういう想定外のことも考えて、やっぱり要員を持つべきではないのか。確かに余裕を持てばそれもみんなお金です。しかし、場所によっては遅れたり、私も排雪に協力している一員としてそういう情報が隊員から聞くわけですけども、遅れている除雪に応援に行ったりとか、そういうことで一生懸命頑張っている現状なんです、やはり村長サイドとも相談して、今言った要員というのもある程度視野に入れたそういうメンバー構成で行かなければみんなアップアップになってしまっていて、最後とんでもなくなってしまうので、そういうのも一度検討してみるような気持ちはないかお尋ねいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 今年度は8名体制で行って、今後はそういうことを要員、または昨年みたいに大雪になって大変で日中とかも降り続く状態になれば、やはりそういう要員の増員とかはしていかなければならないと考えております。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） この要員については、稲葉課長の先、その前のあたりに私1回このようにことを質問した記憶がございます。降るようになれば、昼夜降って、除雪隊は夜、朝までやって、さらにまた幾らも休まずまた日中出なければならぬみたいな状況になりますので、その辺十分考えてあげていただきたいと思います。答弁はいいませんので、このことを来年度からその要員というものを含めた採用方法で再度検討していただければ非常にありがたく思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、3番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時35分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 1月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 小 鹿 重 一

会議録署名議員 川 崎 憲 二